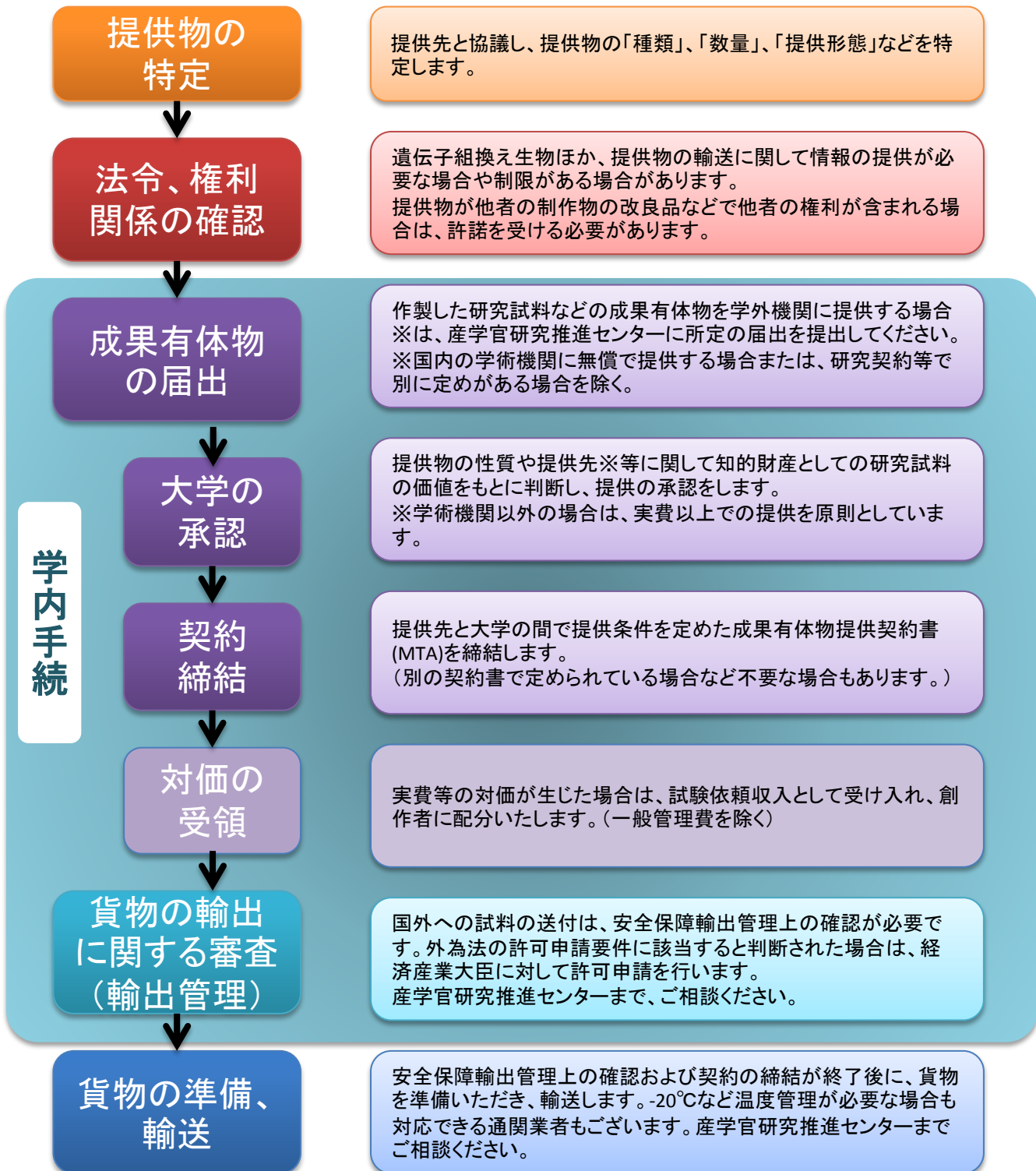


教職員が作製した研究試料を国外機関に提供するには

国外への研究試料を含む貨物の提供(輸出)については、外為法等の法令を遵守し、関係者間のトラブルを防ぐため、大学では、安全保障輸出管理規程や成果有体物の取扱いに関する規程などの規程を制定し、経済産業大臣の許可や契約書の締結など必要な手続を行うための体制を整備しています。下記を参考に必要な手続を行うようご注意ください。



【問い合わせ先】

成果有体物届出 産学官研究推進センター: 知的財産担当 invention@list.waseda.jp

貨物輸出審査 産学官研究推進センター: 輸出管理担当 stc@list.waseda.jp